

第9次小山市総合計画策定支援業務委託に係る事業者選定として、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

小山市長 浅野 正富

※本事業は、「令和6年度小山市一般会計予算（令和6年2月小山市議会定例会）」の成立を前提に事業化される停止条件付事業です。円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行います。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

第9次小山市総合計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「第9次小山市総合計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年（令和6年度・7年度の2か年）契約とする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 小山市物品購入等入札参加資格者名簿（営業種目：行政政策コンサルティング）に登録してあること。ただし、参加申込書等の提出時点において、登録事業者以外のもので、3の(2)～(10)の各要件を満たす者も参加者としてすることができるが、その場合は、令和6年2月29日までに随時登録申請を行うこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第6条、第12条及び第13条の規定に違反しない者であること。
- (8) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (10) 平成31・令和元年度から令和5年度の間、地方自治体からの発注によって総合計画の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。

3. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内容	日程
(1) 公告（募集の開始）	令和6年2月 6日（火）
(2) 質問書の受付期間	令和6年2月 6日（火）から 令和6年2月13日（火）
(3) 質問に対する回答（随時）	令和6年2月15日（木）まで
(4) 企画提案書の受付期間	令和6年2月16日（金）から 令和6年3月 1日（金）
(5) 一次審査（書類審査）	令和6年3月 4日（月） 令和6年3月11日（月）
(6) 一次審査結果通知	令和6年3月15日（金）
(7) 二次審査 （プレゼンテーション審査）	令和6年3月25日（月）
(8) 審査結果通知、結果の公表	令和6年3月28日（木）
(9) 契約締結	令和6年4月下旬

4. その他

本プロポーザルに関する詳細は、別紙「第9次小山市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。

5. 問い合わせ先

小山市 総合政策部 総合政策課

住 所：〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1（小山市役所本庁舎 6 階）

電 話：0285-22-9352（直通）

メール：d-kikaku*city.oyama.tochigi.jp

（セキュリティ上、*を@と読み替えること）